

平成 20 年 8 月 26 日

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第 109 期(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項があったため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、お知らせします。

記

1【訂正事項】

第一部 企業情報

第 4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

2【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付した内容を追加しております。

第一部【企業情報】

第 4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (9) <省略>

(10) <記載なし>

(訂正後)

(1) ~ (9) <省略>

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものである。

以上